

介護保険制度における第1号保険料及び給付費の見通し
—ごく粗い試算—

平成16年10月
厚生労働省

介護保険制度における第1号保険料及び給付費 の見通し—ごく粗い試算—

本試算の基本的な考え方

1. 介護保険料の仕組み

- 介護保険の第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、保険者である市町村が、当該市町村の被保険者に係る給付費の水準に見合って保険料を設定する仕組みとなっている。このため、全国の市町村ごとに第1号保険料の水準は大きく異なっている。

※第1号被保険者一人あたり保険料の現状（第2期、平成15～17年度）

| | |
|-------------|---------------------|
| 全国平均月額 | 3, 293円 (2, 762市町村) |
| ・1500～3000円 | 1, 187市町村 (43%) |
| ・3000～4000円 | 1, 378市町村 (50%) |
| ・4000円～ | 197市町村 (7%) |

2. 本試算の考え方

- 本試算は、介護保険制度の給付費の現状における見通しに基づき、介護保険制度改革の議論のベースとなるものとして、(1)「現行制度のまま推移した場合」と(2)「給付の効率化・重点化を図った場合」について、機械的に第1号保険料(全国平均)及び給付費の見通しを試算したものである。このうち、「ケース1」とは介護予防対策が相当程度進んだケース、「ケースⅡ」とは介護予防対策がある程度進んだケースである。
- なお、介護保険制度改革においては、「被保険者・受給者の範囲」の在り方をめぐる議論が行われているが、以下の試算はそれを踏まえたものではない。

1. 第1号保険料(全国平均)の見通し

(1) 現行制度のまま推移した場合

- 第3期以降の介護保険料は、介護給付費の見通しと同程度の伸び(約20~30%)で上昇するものと見込まれる。

| | 平成15~17年度 (第2期) | 平成18~20年度 (第3期) | 平成21~23年度 (第4期) | 平成24~26年度 (第5期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 現行制度のまま推移した場合 | 3,300円 | 4,300円 | 5,100円 | 6,000円 |

(2) 制度改正を行い、給付の効率化・重点化を図る場合

- 給付の効率化・重点化の進展ケースに応じて、第3期以降の介護保険料の上昇は一定限度に抑えられることが見込まれる。

| | | 平成15~17年度 (第2期) | 平成18~20年度 (第3期) | 平成21~23年度 (第4期) | 平成24~26年度 (第5期) |
|------------|------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 給付の重点化・効率化 | ケースⅠ | / | 3,900円 (▲400円) | 4,400円 (▲700円) | 4,900円 (▲1,000円) |
| | ケースⅡ | | 3,900円 (▲400円) | 4,500円 (▲600円) | 5,200円 (▲800円) |

※ 上記の試算は、制度改革を平成18年4月から実施するケースとして試算しているが、居住費用・食費の見直しを平成17年度中に実施した場合には、第3期の保険料について更に一定程度の引下げが見込まれる。

(参考) 保険料水準を現状のままとした場合

- 仮に、介護保険料を現行水準(第2期の全国平均で1人当たり約3,300円/月)のままとした場合、結果として、利用者の負担水準の大幅な引き上げか、サービスの大幅な利用制限を余儀なくされるおそれがある。

第1号保険料(全国平均・各期平均1人当たり月額)の見通し—ごく粗い試算—

